

2012-B					
拠出金・基金の名称:		世界知的所有権機関拠出金(工業所有権)			
種 別		イヤーマーク      ノン・イヤーマーク			
拠出先の国際機関名: 世界知的所有権機関(WIPO)					
【所管官庁担当局課・室名】: 特許庁国際政策課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 アジア太平洋地域及びアフリカ・LDC地域の途上国・地域の知的財産権庁の情報化や、人材育成等を通じた近代化支援					
最近3年間の我が国支払額及びODA率					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千スイスフラン)	外貨2 (千 )	レ ー ト	ODA率(%)
平成24年度	263,727	2,930	-	1スイスフラン = 90円	100
平成23年度	249,076	2,930	-	1スイスフラン = 85円	100
平成22年度	257,866	2,930	-	1スイスフラン = 88円	100
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 我が国ユーザーの途上国における知的財産権の適切な獲得及び執行を通じたビジネス活動の円滑化に寄与するためには、我が国の経験と中立的立場の国際機関との協働による途上国支援が効率的かつ効果的であり実効性が高い。 途上国における知的財産権制度・運用レベルは、我が国ユーザーの円滑なビジネス活動の実現にはまだ不十分ではあるものの、これまでの普及啓発活動や知的財産権庁の行政能力改善支援を通じて一部の国ではかなりの改善が見られる。国際機関との協働というメリットを活かしつつ、これまで以上にアジア太平洋及びアフリカ・LDC地域のニーズに対応したきめ細やかな協力を実施するとともに、我が国のプレゼンス向上を図り、我が国ユーザーの途上国におけるビジネス活動の円滑化を図る。					